

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 中間損益計算書</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 特別利益及び特別損失（第四十九条 第五十一条）</p> <p>第六節 中間純利益又は中間純損失（第五十二条 第五十三条）</p> <p>第七節 雑則（第五十四条 第五十七条の二）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の特例）</p> <p>第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当中間会計期間の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）又は当中間会計期間の直前の四半期会計期間（四半期財務諸</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 中間損益計算書</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 特別利益及び特別損失（第四十九条 第五十三条）</p> <p>第六節 雑則（第五十四条 第五十七条の二）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の特例）</p> <p>第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当中間会計期間の直前の事業年度又は当中間会計期間の直前の四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に</p>

表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（定義）

第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（二十七）（略）

二十八 会計方針 中間財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

二十九 表示方法 中間財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、中間財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十一 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（定義）

第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（二十七）（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三十二 表示方法の変更 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。¹

三十三 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

三十四 誤謬 その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、中間財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

三十五 遡及適用 新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

三十六 中間財務諸表の組替え 新たな表示方法を前事業年度に係る財務諸表及び前中間会計期間に係る中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

三十七 修正再表示 前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表又は中間財務諸表に反映することをいう。

(中間財務諸表作成の一般原則)

第三条 (略)

2 前事業年度において財務諸表作成のために採用した会計処理の原

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(中間財務諸表作成の一般原則)

第三条 (略)

2 当該中間会計期間の直前の事業年度において財務諸表作成のため

則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間会計期間において継続して適用しなければならない。

3 (略)

(比較情報の作成)

第三条の二 当中間会計期間に係る中間財務諸表は、当該中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号に掲げる中間財務諸表の区分に応じ、当該中間財務諸表に記載すべき事項に対応するものとして当該各号に定める事項)を含めて作成しなければならない。

- 一 中間貸借対照表 前事業年度に係る事項
- 二 中間損益計算書 前中間会計期間に係る事項
- 三 中間株主資本等変動計算書 前中間会計期間に係る事項
- 四 中間キャッシュ・フロー計算書 前中間会計期間に係る事項

(重要な会計方針の注記)

第四条 会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一～八 (略)

に採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間会計期間において継続して適用しなければならない。

3 (略)

(新設)

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載)

第四条 中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～八 (略)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第五条 会計基準等(財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)(の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)(に伴い会計方針の変更を行った場合(当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。)(には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項については、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

四 前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報(一株当たり純資産額、一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額(第五十三条第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額をいう。)(をいう。以下同じ。)(に対する影響額

五 前事業年度の期首における純資産額に対する影響額

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い(財務諸表等規則第八条の三第二項本文に規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。)(が実務上不可能な場合には、次の各

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載)

第五条 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

一 会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間財務諸表に与えている影響の内容

二 表示方法を変更した場合には、その内容

三 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

2 当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当該中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられる場合には、その旨及び当該変更の内容を注記しなければならない。

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しな
ればならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトま
でに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が
記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略す
ることができる。

一 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響
額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積
的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項

イ 当該会計基準等の名称

ロ 当該会計方針の変更の内容

ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ 当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可
能な影響額

ホ 当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的
影響額

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響
額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項

イ 当該会計基準等の名称

ロ 当該会計方針の変更の内容

ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四 当該経過措置が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関

する注記)

第五条の二 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の

変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない

。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、中間連結

財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載

し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更を行った正当な理由

三 中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期
間における影響額

四 前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報に対する
影響額

五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務
上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホから
トまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、中間連結財
務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し
、当該事項の記載を省略することができる。

- 一 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響
額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積
的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
- イ 当該会計方針の変更の内容

(新設)

ロ	当該会計方針の変更を行った正当な理由
ハ	中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
ニ	当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
ホ	当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額
ヘ	遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
ト	当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
二	当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
イ	当該会計方針の変更の内容
ロ	当該会計方針の変更を行った正当な理由
ハ	中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
ニ	一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
ホ	当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
ヘ	遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
ト	当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
3	前事業年度において会計方針の変更を行っており、かつ、前中間会計期間に係る会計方針と当中間会計期間に係る会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。
4	前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(表示方法の変更に関する注記)

第五条の二の二 表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 中間財務諸表の組替えの内容
- 二 中間財務諸表の組替えを行った理由
- 三 中間財務諸表の主な項目に係る前事業年度及び前中間会計期間における金額

2 前項の規定にかかわらず、中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4 第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第二項に掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第五条の二の三 会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 中間財務諸表に対する影響額

(新設)

(新設)

- 三 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額
- ロ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第五条の二の四 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別する

ことが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
- 三 中間財務諸表に対する影響額
- 四 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 当該会計方針の変更が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額
- ロ 当該会計方針の変更が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨

(新設)

2 前事業年度に会計方針の変更を行っており、かつ、前中間会計期間に係る会計方針と当中間会計期間に係る会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(修正再表示に関する注記)

第五条の二の五 修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬ごごの内容

二 中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

三 前事業年度又は当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額

四 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

(重要な後発事象の注記)

第五条の二の六 (略)

(注記の方法)

第七条 第四条の規定による注記は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

(新設)

(重要な後発事象の注記)

第五条の二 (略)

(注記の方法)

第七条 (新設)

2 | 第五条から第五条の二の五までの規定による注記は、第四条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 | この規則の規定により記載すべき注記（第四条から第五条の二の五までの規定による注記を除く。）は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている中間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。）として記載することが適当と認められるものを除き、第五条から第五条の二の五までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第四条の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

4 | 第五条の十八の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第五条の十八の規定による注記の次に記載しなければならない。

5 | (略)

第三十一条の二 削除

(一)株当たり純資産額の注記)

第三十六条の三 (略)

2 | 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株

(新設)

1 | この規則の規定により記載すべき注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている中間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。）として記載することが適当と認められるものを除き、第四条及び第五条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、第四条の規定により記載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

2 | 第五条の十八の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第五条の十八の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 | (略)

(手形割引高及び裏書譲渡高の注記)

第三十一条の二 財務諸表等規則第五十八条の二の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した手形について準用する。

(一)株当たり純資産額の注記)

第三十六条の三 (略)

(新設)

式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

(税引前中間純損益の表示)

第五十一条 (略)

第六節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益金額又は中間純損失金額)

第五十二条 (略)

(一株当たり中間純損益金額に関する注記)

第五十二条の二 一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されてい

(中間純損益金額の表示)

第五十一条 (略)

(新設)

第五十二条 (略)

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第五十二条の二 一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、同項中「当期純利益金額」とあるのは、「中間純利益金額」と、「当期純損失金額」とあるのは、「中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(削る)

3 前中間会計期間の末日の翌日から前期末までの間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前中間会計期間において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、前中間会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額

(削る)

4 当中間会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前

事業年度において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前項第二号に掲げる事項（同項ただし書により記載を要しない場合を除く。）

(削る)

三 前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度に係る一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額

5 中間貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当中間会計期間において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、当中間会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 第三項第二号に掲げる事項（同項ただし書により記載を要しない場合を除く。）

三 前項第三号に掲げる事項（同項ただし書により記載を要しない場合を除く。）

四 当中間会計期間の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における当中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額

6 中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、第一項の注記及び第二項から前項までの記載を省略することができる。

(削る)

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

第五十三条 潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額(普通株式を

第五十三条 削除

取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。)に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨

3 前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

(注記の方法)

(注記の方法)

第八十条（略）

2 第七條第五項の規定は、第七十七條及び第七十八條の規定により
注記をする場合に準用する。

第八十条（略）

2 第七條第三項の規定は、第七十七條及び第七十八條の規定により
注記をする場合に準用する。

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案

現行

様式第四号 【中間貸借対照表】		様式第四号 【中間貸借対照表】	
(単位：円)		(単位：円)	
前事業年度 (平成 年 月 日)	当中間会計期間 (平成 年 月 日)	前中間会計期間末 (平成 年 月 日)	当中間会計期間末 (平成 年 月 日)
			前事業年度の 要約貸借対照表 (平成 年 月 日)
資産の部		資産の部	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	×××	現金及び預金	×××
受取手形 (純額)	×××	受取手形 (純額)	×××
売掛金 (純額)	×××	売掛金 (純額)	×××
リース債権 (純額)	×××	リース債権 (純額)	×××
リース投資資産 (純額)	×××	リース投資資産 (純額)	×××
有価証券	×××	有価証券	×××
たな卸資産	×××	たな卸資産	×××
その他	×××	その他	×××
流動資産合計	×××	流動資産合計	×××
固定資産		固定資産	
有形固定資産	×××	有形固定資産	×××
無形固定資産	×××	無形固定資産	×××
投資その他の資産	×××	投資その他の資産	×××
固定資産合計	×××	固定資産合計	×××
繰延資産	×××	繰延資産	×××
資産合計	×××	資産合計	×××
負債の部		負債の部	
流動負債		流動負債	
支払手形	×××	支払手形	×××
買掛金	×××	買掛金	×××
短期借入金	×××	短期借入金	×××
リース債務	×××	リース債務	×××
未払法人税等	×××	未払法人税等	×××
引当金	×××	引当金	×××
資産除去債務	×××	資産除去債務	×××
その他	×××	その他	×××
流動負債合計	×××	流動負債合計	×××
固定負債		固定負債	
社債	×××	社債	×××
長期借入金	×××	長期借入金	×××
リース債務	×××	リース債務	×××
引当金	×××	引当金	×××
資産除去債務	×××	資産除去債務	×××

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案

現行

様式第五号 【中間損益計算書】		様式第五号 【中間損益計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	売上高	×××
売上原価	×××	売上原価	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	売上総利益 (又は売上総損失)	×××
販売費及び一般管理費	×××	販売費及び一般管理費	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	営業利益 (又は営業損失)	×××
営業外収益	×××	営業外収益	×××
営業外費用	×××	営業外費用	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	経常利益 (又は経常損失)	×××
特別利益	×××	特別利益	×××
特別損失	×××	特別損失	×××
税引前中間純利益 (又は税引前中間純損失)	×××	税引前中間純利益 (又は税引前中間純損失)	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××	法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××	法人税等合計	×××
中間純利益 (又は中間純損失)	×××	中間純利益 (又は中間純損失)	×××
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案

現行

様式第六号 【中間株主資本等変動計算書】		様式第六号 【中間株主資本等変動計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
			前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
株主資本		株主資本	
資本金	× × ×	資本金	× × ×
当期末残高	× × ×	前期末残高	× × ×
当中間変動額	× × ×	当中間変動額	× × ×
新株の発行	× × ×	新株の発行	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当中間変動額合計	× × ×	当中間変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×	当中間期末残高	× × ×
資本剰余金		資本剰余金	
資本準備金	× × ×	資本準備金	× × ×
当期末残高	× × ×	前期末残高	× × ×
当中間変動額	× × ×	当中間変動額	× × ×
新株の発行	× × ×	新株の発行	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当中間変動額合計	× × ×	当中間変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×	当中間期末残高	× × ×
その他資本剰余金		その他資本剰余金	
当期末残高	× × ×	前期末残高	× × ×
当中間変動額	× × ×	当中間変動額	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当中間変動額合計	× × ×	当中間変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×	当中間期末残高	× × ×
資本剰余金合計	× × ×	資本剰余金合計	× × ×
当期末残高	× × ×	前期末残高	× × ×
当中間変動額	× × ×	当中間変動額	× × ×
新株の発行	× × ×	新株の発行	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当中間変動額合計	× × ×	当中間変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×	当中間期末残高	× × ×
利益剰余金		利益剰余金	
利益準備金	× × ×	利益準備金	× × ×
当期末残高	× × ×	前期末残高	× × ×
当中間変動額	× × ×	当中間変動額	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当中間変動額合計	× × ×	当中間変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×	当中間期末残高	× × ×
利益剰余金合計	× × ×	利益剰余金合計	× × ×
当期末残高	× × ×	前期末残高	× × ×
当中間変動額	× × ×	当中間変動額	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当中間変動額合計	× × ×	当中間変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×	当中間期末残高	× × ×

剰余金の配当	×××	×××	×××	剰余金の配当	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	当中間期末残高	×××	×××	×××
その他利益剰余金	×××	×××	×××	その他利益剰余金	×××	×××	×××
××積立金				××積立金			
当期首残高	×××	×××	×××	前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額	×××	×××	×××	当中間期変動額	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	当中間期末残高	×××	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××	×××	繰越利益剰余金	×××	×××	×××
当期首残高	×××	×××	×××	前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額	×××	×××	×××	当中間期変動額	×××	×××	×××
剰余金の配当	△×××	×××	×××	剰余金の配当	△×××	×××	×××
中間純利益	×××	×××	×××	中間純利益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	当中間期末残高	×××	×××	×××
自己株式				自己株式			
当期首残高	×××	×××	×××	前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額	×××	×××	×××	当中間期変動額	×××	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	×××	自己株式の処分	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	△×××	×××	×××	当中間期末残高	△×××	×××	×××
株主資本合計				株主資本合計			
当期首残高	×××	×××	×××	前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額	×××	×××	×××	当中間期変動額	×××	×××	×××
新株の発行	×××	×××	×××	新株の発行	×××	×××	×××
剰余金の配当	△×××	×××	×××	剰余金の配当	△×××	×××	×××
中間純利益	×××	×××	×××	中間純利益	×××	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	×××	自己株式の処分	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	当中間期末残高	×××	×××	×××
評価・換算差額等				評価・換算差額等			

当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
(記載上の注意)		
1.～3. (略)		
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		
5.～7. (略)		

当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
(記載上の注意)		
1.～3. (略)		
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		
5.～7. (略)		

.....	× × × ×	× × × ×	× × × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × × ×	× × × ×	× × × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × × ×	× × × ×	× × × ×
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	× × × ×	× × × ×	× × × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × × ×	× × × ×	× × × ×
現金及び現金同等物の中間期末残高	× × × ×	× × × ×	× × × ×
(記載上の注意)			
(略)			
.....	× × × ×	× × × ×	× × × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × × ×	× × × ×	× × × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × × ×	× × × ×	× × × ×
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	× × × ×	× × × ×	× × × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × × ×	× × × ×	× × × ×
現金及び現金同等物の中間期末残高	× × × ×	× × × ×	× × × ×
(記載上の注意)			
(略)			

短期借入れによる収入	×××	×××	×××
短期借入金返済による支出	△×××	×××	×××
長期借入れによる収入	×××	×××	×××
長期借入金返済による支出	△×××	×××	×××
社債の発行による収入	×××	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	×××	×××
株式の発行による収入	×××	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	×××	×××
配当金の支払額	△×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
(略)			

短期借入れによる収入	×××	×××	×××
短期借入金返済による支出	△×××	×××	×××
長期借入れによる収入	×××	×××	×××
長期借入金返済による支出	△×××	×××	×××
社債の発行による収入	×××	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	×××	×××
株式の発行による収入	×××	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	×××	×××
配当金の支払額	△×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
(略)			